

## 第44号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例について

### 1. 改正理由

ぷりすくーる西五反田の幼児教育部門（3～5歳）保育料の保護者負担費について、区立幼稚園等の現状に準じて改正する。

### 2. 改正内容

#### ①多子減額規定を設定する。

- ・小学校3年生以下の兄弟（第1子）がいる場合、その世帯の第2子保育料は半額、第3子以降は無償とする。

	改正前	改正後
第1子	定額	定額
第2子	定額	半額
第3子以降	定額	無償

- ・年収約360万円未満相当の世帯については、上記の年齢上限を撤廃する。

	改正前	改正後
第1子※年齢上限撤廃	定額	定額
第2子	定額	半額
第3子以降	定額	無償

- ・年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減をさらに拡大し、第1子は半額、第2子以降については無償とする。

	改正前	改正後
第1子※年齢上限撤廃	定額	半額
第2子以降	定額	無償

※現在、多子減額に相当する金額について、「品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金交付要綱」にて、補助金として年2回交付

#### ②第7階層の所得割額の範囲を変更する。

改正前：第7階層 256,301円以上 370,000円以下、第8階層 370,001円以上

改正後：第7階層 256,301円以上 **803,000円以下**、第8階層 803,001円以上

所得割額	保育料 改正前	保育料 改正後	所得割額
256,300円	第7階層 18,900円	第7階層 18,900円	256,300円
370,000円			803,000円
	第8階層 25,700円	第8階層 25,700円	

### 3. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

### 4. 適用日

平成29年4月1日

新旧対照表

○品川区立就学前乳幼児教育施設条例

新	旧
<p>(幼児教育の実施)</p> <p>第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。</p> <p>2 前項の幼児教育を実施する時間（以下「教育時間」という。）は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。</p> <p>3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者（以下「幼児教育施設利用者」という。）から、次に掲げる入園料および幼児教育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 入園料 幼児1人につき1万円</p> <p>(2) 保育料 幼児1人につき別表第1に定める額</p> <p><u>5 前項第2号の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 幼児教育施設</u></p> <p><u>(2) 法第7条第4項の教育・保育施設</u></p> <p><u>(3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</u></p> <p><u>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</u></p> <p><u>(5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）</u></p> <p>6 第4項第2号および前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表</p>	<p>(幼児教育の実施)</p> <p>第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。</p> <p>2 前項の幼児教育を実施する時間（以下「教育時間」という。）は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。</p> <p>3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者（以下「幼児教育施設利用者」という。）から、次に掲げる入園料および幼児教育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。</p> <p>(1) 入園料 幼児1人につき1万円</p> <p>(2) 保育料 幼児1人につき別表に定める額</p>

新	旧
<p><u>第1の3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</u></p> <p><u>7 第4項第2号および前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</u></p> <p><u>8 区長は、特に必要があると認めるときは、入園料を減額することができる。</u></p> <p><u>9 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。</u></p> <p>(1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めるとき。</p> <p>(2) 保育料を2カ月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 無届欠席が1カ月以上に及んだとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、入園または在園が不適當であると認めるとき。</p> <p>旧7条…繰下〔平成27年条例41号〕、4項…一部改正〔平成27年条例41号〕</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第13条から第16条までの規定 平成16年1月1日</p> <p>2 延長夜間保育の利用、幼児教育施設の入園および預かり保育の利用について必要な手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成27年7月9日条例第41号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定、付則の次に別表を加える改正規定および次項の規定は、平成28年4月</p>	<p><u>5 区長は、特に必要があると認めるときは、入園料を減額することができる。</u></p> <p><u>6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。</u></p> <p>(1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めるとき。</p> <p>(2) 保育料を2カ月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 無届欠席が1カ月以上に及んだとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、入園または在園が不適當であると認めるとき。</p> <p>旧7条…繰下〔平成27年条例41号〕、4項…一部改正〔平成27年条例41号〕</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第13条から第16条までの規定 平成16年1月1日</p> <p>2 延長夜間保育の利用、幼児教育施設の入園および預かり保育の利用について必要な手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>付 則（平成27年7月9日条例第41号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定、付則の次に別表を加える改正規定および次項の規定は、平成28年4月</p>

新			旧		
<p>1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条第4項第2号および別表の規定は、平成28年度以後の幼児教育施設の入園者に係る保育料について適用し、平成27年度までの幼児教育施設の入園者に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p><b>別表第1</b>（第8条関係）</p>			<p>1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条第4項第2号および別表の規定は、平成28年度以後の幼児教育施設の入園者に係る保育料について適用し、平成27年度までの幼児教育施設の入園者に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p><b>別表</b>（第8条関係）</p>		
階層区分	定義	月額（幼児1人につき）	階層区分	定義	月額（幼児1人につき）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,700円	第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,700円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	12,400円	第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	12,400円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	16,100円	第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	16,100円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上 <b>803,000円</b> 以下である	18,900円	第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上 <b>370,000円</b> 以下である	18,900円

新			旧		
	世帯			世帯	
第8階層	第1階層を除き今年度分の区市町村 民税課税世帯のうち、所得割が 803,001円以上である世帯	25,700円	第8階層	第1階層を除き今年度分の区市町村 民税課税世帯のうち、所得割が 370,001円以上である世帯	25,700円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。以下この表において同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの期間に幼児教育施設に入園した幼児に係る4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…追加〔平成27年条例41号〕

別表第2（第8条関係）

区分	月額（幼児1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の幼児	0円

別表第3（第8条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。以下この表において同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの期間に幼児教育施設に入園した幼児に係る4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…追加〔平成27年条例41号〕

新		旧
<u>その他の特定被監護者等</u>	<u>0円</u>	
<u>別表第4（第8条関係）</u>		
<u>区分</u>	<u>月額（特定被監護者等1人につき）</u>	
<u>最年長である特定被監護者等</u>	<u>別表第1の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額</u>	
<u>その他の特定被監護者等</u>	<u>0円</u>	
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第8条第4項第2号、同条第5項から第9項までおよび別表第1から別表第4までの規定は、平成29年度以後の保育料について適用する。</u>		